

平成24年5月25日

保険薬局 各位

一般名処方により調剤した薬剤の銘柄等の当院への情報提供について

三重大学医学部附属病院
病院長 竹田 寛
薬剤部長 奥田 真弘

平素は、当院の院外処方せんの発行にご協力を賜りありがとうございます。

さて、平成24年度診療報酬改定では一般名処方の推進が図られていますが、当院でもオーダーリングシステムを改修することで、処方時に医師が選択すれば、一般名を用いた院外処方せんの発行ができるようになっております。

本件に関して、保険薬局で一般名処方により調剤を行なった場合、調剤した薬剤の銘柄等に関して当該処方せんを発行した保険医療機関へ情報提供することが義務づけられております。しかしながら、当該医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否に関してあらかじめ取り決められている場合はこの限りではありません。このたび、当院で発行した一般名処方に係る処方せんに関しては、保険薬局からの調剤した薬剤の銘柄等に関する情報提供に関して不要とすることを決定しましたのでご連絡いたします。なお、従来より先発医薬品から後発医薬品への変更調剤および後発医薬品の銘柄変更調剤を行った場合にも、情報提供は不要としておりますことを申し添えます。

ご理解、ご協力いただきますよう宜しくお願い致します。

<本件に関する問い合わせ先>

三重大学医学部附属病院薬剤部 松田浩明

TEL059-232-1111 (内線 5292)